



障がいのある人の人権

○発達障がいとは

「発達障がい」とは、脳神経の働き方の違いにより現れるもので、注意欠如・多動症・学習障がいなどが含まれます。また、コミュニケーションなどをとるのが苦手とされるため、その言動により、「変わった人」などと誤解されることも少なくありません。

また、個人差がとても大きいのが特徴です。症状は多様であり、本人の生活環境や年齢などによっても異なります。発達障がいは、教育の問題やしつけの問題と混同されがちですが、そうではなく、脳機能の障がいによるものが原因と理解することが必要です。

○社会モデルと合理的配慮

「障がい」は個人の心身機能の制約と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会が障壁を取り除いていかなければならない、とする考え方のことを、「社会モデル」といいます。例えば、全盲の人が歩道を歩くとき、歩道に何もないと、どこを歩行しているかわかりませんが、点字ブロックがあると、自分がどの位置を歩いているかわかります。この例で考えると、「目が見えない」ことだけではなく、「目が見えない」ことだけではなく、「点字ブロックを設置していない歩道」が障壁となっているということが分かります。

かつて、障がいのある人の日常生活の障壁に対しては、リハビリ等により自分で解決しなければならぬ（個人モデル）と考えられていました。しかし今では、個人モデルではなく、社会モデルの考え方へと変化しています。

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から、これまで努力義務とされていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が

法的に義務化されました。「合理的配慮の提供」とは、何らかの障壁に直面している障がいのある人からその除去を求められたとき、過重な負担のない範囲で対応することをいいます。例えば、聴覚に障がいのある人に筆談で対応することなどです。

合理的配慮の提供を行うにあたっては、自分の勝手な判断で行うのではなく、障がいのある人の意向を最大限に尊重することが大切です。

【参考文献等】「障害のある人と人権」
 （公益財団法人人権教育啓発推進センター）

お知らせ

○第2回ふれあい人権講座

「性的マイノリティ（性的少数者）と人権（仮題）」

■日時 5月7日（火）

午後6時～午後7時30分

■会場 人権センター

■講師 人権センター副館長

LGBT理解増進法が施行されてから1年が経とうとしています。私たちの周りには性的マイノリティの人はいないかと思いがちです

が、存在に気がつかないだけです。性的マイノリティと呼ばれる人たちの人権をあらためて考えます。

○100円モーニング

■日時 5月27日（月）

午前9時30分～午前11時30分

■会場 人権センター

■費用 100円

■内容 食パン・ゆで卵・果物・コーヒーの提供

■申込 5月24日（金）まで

どなたでもご利用できます。お誘い合わせの上、お気軽にお越しください。

○5月の人権・行政相談所

■日時 5月10日（金）

午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

人権や行政の仕事に関する相談を、人権擁護委員・行政相談委員がお受けします。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

